

明石市事業者用脱炭素化設備等導入支援補助金のご案内

明石市では、カーボンニュートラル実現に向けて、市内事業所等に脱炭素化設備等を導入した事業者に対して補助を行います。



対象事業・補助金額

2024年4月1日から2025年3月10日までの間に完了する事業(※)

※設備導入及び建築物の引き渡し、調査成果品の受領ならびにすべての支払いが完了し、上記期間に実績報告書を提出(必着)することが必要

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 太陽光発電システム | 1 kWあたり5万円（上限100万円） |
| ② 普通充電設備 | 設備購入費の2分の1（上限10万円） |
| ③ ZEB化(新築・改修) | 購入・改修費用（上限100万円） |
| ④ 省エネルギー診断 | 診断費用（上限2.16万円） |
| ⑤ ZEB化調査 | 調査委託費用（上限10万円） |

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）とは？

省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入により、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した建物



募集期間

2024年7月1日（月）から2024年9月30日（月）（必着）

※先着順となります。予算額を上回る場合、受付終了をホームページでお知らせします。

申請方法

- すでに事業完了済の方も、今後実施予定の方も、対象期間内（4月1日～3月10日）に事業を完了する事業者が申請できます。
- 明石市ホームページ「明石市事業者用脱炭素化設備等導入支援事業」より「補助金交付申請書」をダウンロードしてください。

検索

明石市 脱炭素 補助

補助金応募申込書に必要事項記入の上、以下まで郵送により提出ください。

〒673-8686 明石市中崎1-5-1 明石市環境産業局環境室環境創造課
朱書きで「事業者用補助金交付申請書在中」と明記してください。

補助要件

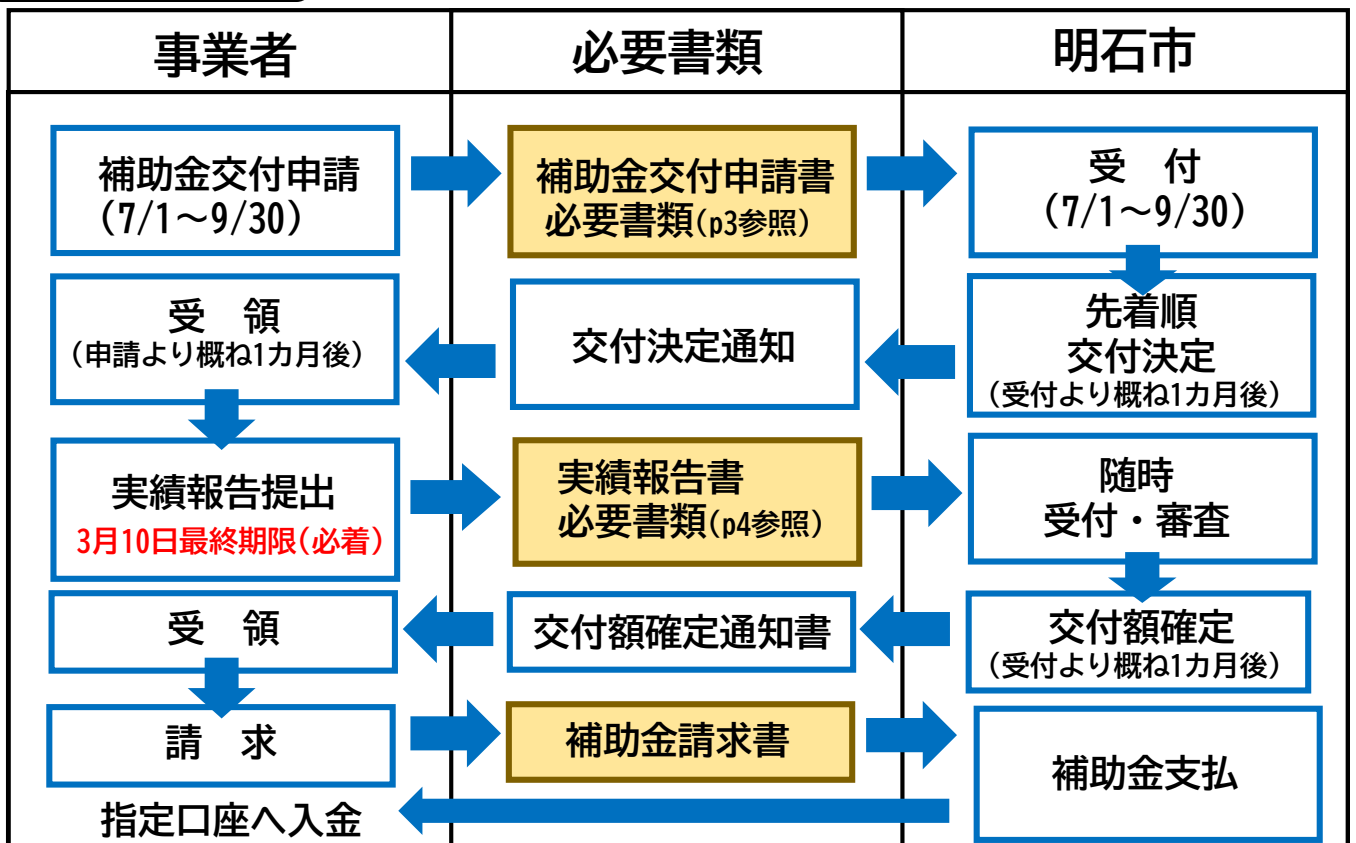
- 2024年4月1日から2025年3月10日に、市内事業所で対象事業を実施し、完了する事業者

※太陽光発電システムの導入事業においては、市内事業者とPPA契約を締結し、設備を設置するPPA事業者も対象（PPA事業者は、販売代金へ補助金を還元することが必要）

①太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方が10kW以上であること。 ・全量売電の設備認定を受けないこと。
②普通充電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人次世代自動車振興センターが公表する補助対象設備に記載される普通充電設備であること
③ZEB化	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積（非住宅部分）が300m²以上であること ・建築物の省エネ性能表示において「ZEB」である旨が示されること（Nealy ZEB, ZEB Ready, ZEB Orientedも可）
④省エネ診断	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する省エネルギー診断事業であること <ul style="list-style-type: none"> ☑ 省エネ最適化診断（省エネルギーセンター事業） ☑ 省エネクイック診断 ☑ 省エネお助け隊の診断（SII事業）
⑤ZEB化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEB化達成可能性に係る調査（省エネ計算、計画策定等）について、SII登録済のZEBプランナーに委託する事業

申請の流れ

…申請者に提出いただきます。



交付申請書の提出について

交付申請書・別紙

1. 申請情報

- 対象事業、事業実施場所、申請額等について記載ください。

申請の手続きを代行される方は、**代行者の連絡先等の情報を様式に記載ください。**

※個人情報保護の観点から、原則として申請者又は手続代行者以外の方への連絡や説明はできませんので、申請内容に関する確認を円滑に行うため、適切な方を手続き代行者に指定してください。

2. 申請額の計算

- 対象事業ごとに申請額を計算してください。申請額が補助上限額を超える場合は、上限額を記載ください。

3. 補助事業の概要（申請書別紙）

- 対象事業ごとに、補助事業の概要（設備仕様、建築物の概要、収支予算等）を記載ください。

必要書類

対象事業ごとに定める必要書類を準備し、**交付申請書とあわせて提出ください。**

全事業共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施内容及び費用（内訳等含む）がわかる書類（契約書、見積書、診断申込書等） ・ 事業を実施する事業所の位置図 ・ 定款及び登記事項証明書（発行日から3か月以内）
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の設置場所がわかる図面 ・ 設備の設置工事着手前の現況を示すカラー写真 ・ 設備の技術仕様を確認できる書類 ・ 誓約書（全量売電しない旨） ・ 補助金相当額を還元する方法を示す書類（PPA事業者の場合）
普通充電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の設置場所がわかる図面 ・ 設備の設置工事着手前の現況を示すカラー写真 ・ 設備の技術仕様を確認できる書類 ・ 設置に係る土地所有者の許諾書類（借地に設置する場合のみ）
ZEB化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業所の平面図（新築・改修） ・ 対象工事の着手前の現況を示すカラー写真（改修の場合のみ） ・ 導入設備システムの概要が確認できる資料（導入設備概要等）

実績報告時：必要書類

交付決定通知を受領した方は、対象事業を完了したときは、**2025年3月10日まで**に、実績報告書に以下の必要書類を添付して提出してください。

実績報告書・別紙

様式に実績に関する必要事項を記載ください。

必要書類

対象事業ごとに定める必要書類を準備し、提出ください。

全事業共通	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し（その他経費が証明できる資料） ・契約書の写し（※交付申請時に提出していない場合）
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置状況が確認できるカラー写真 ・設備の保証書の写し ・太陽光発電モジュール製造業者が発行する出力対比表及び製造番号表の写し
普通充電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置状況が確認できるカラー写真 ・設備の保証書の写し
ZEB化	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所(建築物)の全体が確認できるカラー写真 ・導入した省エネ設備のカラー写真 ・BELS評価書（ZEBである旨を証する書類）
省エネルギー診断	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断結果報告書の写し
ZEB化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEB化調査結果に係る報告書の写し

申請の注意事項

【対象設備の設置日について】

○メーカーの保証開始日など、設備の設置を証明できる日となります。対象設備が設置された事業所を購入される場合は、事業所の引き渡し日となります。

詳細は、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。☞



書類提出先・お問合せ

〒673-8686 明石市中崎1-5-1
明石市環境産業局環境室環境創造課

☎：078-918-5786 FAX：078-918-5192
E-mail: plan-ems@city.akashi.lg.jp

【お問合せ時間】

祝祭日・年末年始を除く月曜日～金曜日の8:55～17:40（12:00～13:00除く）



SDGs未来安心都市・明石
いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで